（電子メール施行）
教体第１８７１号
令和３年３月４日

各県立学校長様

教育長

緊急事態措置区域から除外されたことを踏まえた県立学校における対応について

２月２６日付け教体第１８５７号でお知らせしたとおり、兵庫県が緊急事態措置区域から除外されました。

ついては、そのことを踏まえ3月８日以降、引き続き感染防止対策を徹底しながら、県立学校の教育活動を以下のとおりとしますので、対応願います。

記

１　教育活動（修学旅行含む）

（１）十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

なお、感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、国が定めるステージ３や４、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定する。

３月に実施予定の入試等については、感染予防対策を徹底のうえ予定どおり実施する。

また、卒業式の開催にあたっては、参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染予防対策を徹底する。

（２）下記の感染防止対策を徹底する。

・感染のリスクが高いとされている活動（下記★参照）については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施する。
・各教室で可能な限りの間隔をとる。
・マスクの着用を徹底する。
・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
・毎日の検温、手洗いを徹底する。
・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
・受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底を呼びかける。
・児童生徒、教職員に対して不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。など

★令和３年１月８日付け２文科初第1462号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」P.3～5参照

２　部活動

（１）十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、公式試合（※）を除き、春季休業前（県立学校は３月23日）までの間は、県内とする。また、活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日４日２時間程度、土日１日３時間程度の実施とする。

県内で活動する公式試合、練習試合、合同練習については、十分な感染防止対策を実施したうえで実施するとともに、宿泊を伴う活動は実施しない。

（２）春季休業期間中（３月24日～４月７日）に、県外で活動する場合は、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、国が定めるステージ３や４、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域、実施時期、参加人数、移動方法については慎重に選定する。

【部活動の取扱い】

区　分	3/8(月)～3/23(火) (春季休業前まで)		3/24(水)～4/7(水) (春季休業中)	
	県内	県外	県内	県外
練習試合・合同練習	○	×	○	○ (緊急事態措置区域は×)
宿泊を伴う活動（合宿等）	×	×	○	○ (緊急事態措置区域は×)
公式試合（全国大会・国民体育大会等 その予選を含む）※	○	○	○	○

※令和２年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。
参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

３　心のケア

今年度実施している新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケートの結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充、学校単位での生徒アンケートの実施)
・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援